

宮城県立学校等における新型インフルエンザ対応マニュアル（改訂版）

H21.10.8 宮城県教育委員会

今回、改訂した箇所は下線部分

1 新型インフルエンザ感染拡大に備えて

(1) 緊急連絡体制の整備等

- ・ 新型インフルエンザの正しい情報提供や臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖及び休校）以下「臨時休業」という。）等に対し、迅速に対応できるよう、各家庭との連絡体制を整備し、確認しておくこと。

(2) 新型インフルエンザについての正しい情報の提供等

- ・ 文部科学省及び県教育委員会等から示される新型インフルエンザの発生状況及び効果的な予防方法等について、新たに得られた情報を児童生徒、保護者、教職員等に迅速かつ確実に周知すること。
- ・ その際、正しい情報に基づき、適切な判断・行動がなされるよう指導し、不確実な情報による不安や混乱を防止すること。

(3) 予防とまん延防止対策

- ・ 人混みを避けるとともに発熱・咳等の症状のある人との接触を避けるようにすること。
- ・ 不要不急の外出を自粛するとともに繁華街等への外出を控えること。
- ・ 外出時にはマスクを着用すること。
- ・ 手洗い・うがいを日常的に行うこと。特に帰宅後や不特定多数の者が触るような者に触れた後は励行すること。
- ・ 日ごろから十分な休養、バランスのよい栄養摂取及び規則的な生活により、体力や抵抗力を高めるようにすること。（はやね・はやおき・あさごはん運動の一層の励行）
- ・ 「咳エチケット（注）」を励行すること。

【注：咳エチケット】

マスクをせずに咳やくしゃみをする時、ウイルスが2 mから3 m飛ぶと言われています。そこで必要なことが「咳エチケット」です。

咳・くしゃみの際はハンカチやティッシュ、肘の内側などで口と鼻を押さえ、周りの人から顔をそむけ、1 m以上離れましょう。

使用後のティッシュは、すぐに《フタ付きの》ゴミ箱に捨てましょう。

症状のある人はマスクを正しく着用し、感染防止に努めましょう。

(4) 児童生徒の保健管理の強化

- ・ 健康観察により、健康状態の一層の把握に努める（毎日のインフルエンザ様症状の児童生徒の確認の徹底及び記録の管理を行う。）
- ・ 手洗い・うがい等の指導の徹底と、症状出現時には直ちに教職員に知らせるように指導する。
- ・ インフルエンザ様症状（38度以上の発熱があり、急性呼吸器症状を訴えている者）以下「インフルエンザ様症状」という。）がある場合は、医療機関に受診するよう周知するとともに、必要に応じて、所管の保健所へ連絡するよう保護者へ依頼する。
- ・ 登校後、インフルエンザ様症状が認められる児童生徒には、マスクを着用させ保健室等別室での待機後、保護者に連絡・帰宅させるとともに、医療機関への受診を保護者に依頼する。また、必要に応じて所管の保健所へ連絡する。

(5) 海外渡航への対応

- ・ 海外渡航（修学旅行・留学・語学研修・実習船による外地寄港等）の予定がある場合は、新型インフルエンザの関係情報を踏まえた上で、実施・中止等の検討を行うこと。
- ・ 帰国した児童生徒及び教職員等がいる場合は、帰国後一定の期間健康観察を実施するとともに、インフルエンザ様症状を訴えた場合は、学校への連絡及び医療機関への受診を依頼する。
- ・ 帰国した児童生徒や教職員等が、風評により不当な扱いを受けないよう冷静な対応をとるとともに、帰国した児童生徒については、就学の機会が適切に確保されるよう努めること。

(6) 保護者への依頼・周知

- ・ 新型インフルエンザに関する積極的な情報提供を行うとともに、学校からの依頼に対する協力を要請する。
- ・ 家庭での検温の励行など、必要に応じて、児童生徒の家庭での健康観察の徹底を依頼する。また、インフルエンザの感染が疑われる場合には、速やかに医療機関に受診し、学校への連絡を依頼する。
- ・ インフルエンザ様症状やインフルエンザの診断を受け欠席する場合は、発熱の状況やその他の症状及び受診した医療機関名等を連絡するよう依頼する。

(7) 教職員の保健管理

- ・ 家庭での検温等の健康観察を徹底し、手洗い・うがいの励行など自分の体調管理に努めさせる。
- ・ インフルエンザ様症状があり感染が疑われる場合は、直ちに医療機関への受診をした上で、校長等に報告させるとともに感染拡大を予防するためにも、校内等ではマスクを着用するなどその対策に努めさせる。
- ・ 新型インフルエンザに関する教職員の服務については次のとおりとする。
 - 職員が発症した場合は、速やかに病気休暇の手続きをとらせ、治療に専念させること。
 - 濃厚接触者（同居者、感染防止無しでの比較的長時間の直接対面接触者等が該当）については、保健所（発熱相談センター）への相談を指示し、年次有給休暇を取得するよう指導すること。ただし、業務その他の都合により年次有給休暇の取得が困難である場合は、マスクの着用、手洗い・うがいの励行等の十分な感染防止対策をとるよう指示すること。
 - 職員に対し、保健所から受診、入院等の勧奨、勧告等があった場合は、その内容を確認の上、教職員課（市町村立学校にあっては市町村教育委員会を通じ教育事務所）に速やかに報告するとともに、必要な措置を講じること。
- ・ 基礎疾患の有する職員への対応については、感染した場合は重症化し、死亡する恐れもあることから、対応を特に注意すること。
 - 校長等は、基礎疾患を有する職員の把握を行い健康観察に努めるとともに、校内で罹患者（疑いの場合も含む。）が発生した場合には、その情報を基礎疾患を有する職員に速やかに伝え、状況に応じて医療機関への受診を指導すること。

基礎疾患を有する者とは

「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針（二訂版）」（厚生労働省）

平成21年10月1日付け

新型インフルエンザに罹患することで重症化するリスクが高いと考えられている者をいう。通常のインフルエンザの経験に加え、今回の新型インフルエンザについての海外での知見により、以下の者が該当すると考えられる。

妊婦、幼児、高齢者、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、慢性腎疾患、慢性肝疾患、神経疾患・神経筋疾患、血液疾患、糖尿病、疾患や治療に伴う免疫抑制状態、小児科領域の慢性疾患を有しており治療経過や管理の状態等を勘案して医師により重症化へのリスクが高いと判断される者等

(8) 児童生徒・教職員等での新型インフルエンザの発生が判明した場合

- ・ 所管の保健所へ連絡をするとともに、後述 2 臨時休業及びクラスターサーベイランスについて のとおり報告すること。
- ・ 他の児童生徒・教職員等の健康状態を直ちに確認する。発熱や体調不良を訴えている者がいた場合は、速やかに帰宅させるとともに、必要に応じて、医療機関の受診を勧めること。
- ・ 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、入院措置等が講じられる場合があることから、厚生労働大臣及び都道府県知事の要請に対して速やかに協力すること。

(9) 現時点における出席停止の考え方

- ・ 医師により、PCR検査等の有無に関わらず、新型インフルエンザとの診断を受けた場合は、新型インフルエンザ（第1種感染症）として取り扱うこととする。
- ・ 医師により、インフルエンザA型陽性と診断された場合も、新型インフルエンザ（第1種感染症）として取り扱うこととする。
- ・ インフルエンザに係る出席停止措置については下記のとおりとする。

* 出席停止措置

新型インフルエンザを発症した場合には、学校保健安全法上第1種感染症の扱いとなるので、治癒するまでの間、出席停止とする。登校については、医師と相談の上、決定するものとする。

〔通常のインフルエンザの場合は、第2種感染症の扱いとなり、解熱後2日後から登校可。〕

(10) 基礎疾患を有する児童生徒の対応

基礎疾患を有する児童生徒の実態を確認するとともに、新型インフルエンザへの対応に関して、主治医等の意見を保護者から把握し、各学校において新型インフルエンザに罹患した児童生徒が発生した場合の対応を保護者と確認する。

〔対応例〕

重症化の危険性が高い場合

「在籍する学校（もしくは学年・学級）などにおいて、新型インフルエンザに罹患した児童生徒がいる場合は、当該児童生徒が罹患していなくとも学校を休ませる。」など

主治医からの指示・要請及び保護者からの連絡があった場合は、設置者（校長）は出席停止とすることができる。（詳細は下記のとおり）

重症化の危険性が低い場合

「在籍する学校（もしくは学年・学級）などにおいて、新型インフルエンザに罹患した児童生徒がいる場合でも、当該児童生徒が罹患していなければマスクを着用するなどの細心の注意を払って授業を受けさせる。」など

重症化の危険性の高低については、主治医の判断による。

基礎疾患を有する児童生徒出席停止の取扱いについて

基礎疾患を有する児童生徒が在籍する学校（もしくは学年・学級）などにおいて、新型インフルエンザに罹患した児童生徒がいる場合に、基礎疾患を有する児童生徒が罹患していなくとも学校を休ませる場合は、出席停止の対象となり（学校保健安全法第19条）その期間の取扱いについては、下記のとおりとする。

a) 感染の疑いがある者については、学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。（学校保健安全法施行規則第19条第4号）

b) 感染のおそれのある者については、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。（学校保健安全法施行規則第19条第5号）

基礎疾患を有する者とは

(7) 教職員の保健管理を参照

(11) 児童生徒の濃厚接触者の対応

- ・ 濃厚接触者（児童生徒の場合）は、症状が発現しない限りにおいては、登校の自粛要請は行わないものとする。ただし、不要不急の外出自粛、マスクの着用（咳エチケット）等感染拡大防止行動の重要性をよく説明するとともに、家庭での検温を確実に実施し、健康観察を特に強化すること。また、登校後等において、インフルエンザ様症状が発現した場合は速やかに医療機関に受診するよう依頼すること。

(12) 学校行事（修学旅行、文化祭等）の扱い

- ・ 学校行事（修学旅行、文化祭等）を開催・実施する場合は、児童生徒の罹患者数、接触状況・地域での発生状況等、総合的に判断し決定する。また、開催・実施する場合には、予防対策・感染拡大防止対策に万全を期すこと。

(13) 臨時休業中の児童生徒の健康管理

- ・ 不要不急の外出は自粛し、健康管理に努めること。
- ・ 罹患している児童生徒は、治療に専念して静養すること。
- ・ 保護者は、児童生徒が新たに罹患した場合は学校に連絡すること。
- ・ 学校においては、児童生徒の健康状態の把握に努め、それを踏まえた上で措置の解除を行うようにすること。

(14) 危機管理組織の整備

県内発生に備えて、学校内に学校長を本部長とする対策本部を設置し、全職員をあげた体制を整備することにより、新型インフルエンザ対策に取り組むものとする。なお、対策本部内の組織としては、別紙参考例を参考の上、具体的な対応を行うための班を編制すること。

2 臨時休業及びクラスターサーベイランスについて

(1) クラスターサーベイランス

- ・ 同一集団（原則として同一学級または部活動単位等）において7日以内に、インフルエンザまたはインフルエンザ様症状による2名以上欠席者（教職員を含む）が発生した場合、指定様式（方法）により所管の保健所へ報告する。

(2) 出席停止

- ・ 出席停止の措置を講じた場合は、県教育庁スポーツ健康課へ報告する（県立学校のみ）

(3) 臨時休業

- ・ インフルエンザに係る臨時休業の措置を講じる場合は、別紙「新型インフルエンザ（A/H1N1）等に係る当面の臨時休業等措置等について」を参考に決定する。
- ・ 学校の臨時休業の措置を講じるに当たっては、危機管理組織の対応を中心として、別紙参考例を参照の上、具体的役割分担を確認すること。
- ・ 臨時休業の措置を講じた場合は、指定様式（方法）により県教育庁スポーツ健康課へ報告する。
- ・ また、臨時休業（休校を除く）の措置を講じている期間中、継続して県教育庁スポーツ健康課へ報告する。

(4) 報告手順

- ・ 上記（1）から（3）までの報告手順については、別紙「新型インフルエンザに係る臨時休業措置等報告手順」を参照する。

(5) 学校欠席者情報収集システムの活用（県立学校のみ）

- ・ 本システムの導入後は、新型インフルエンザを含めた感染症による出席停止及び臨時休業の措置状況の報告を行うものとする。
- ・ ただし、クラスターサーベイランスによる保健所の連絡については、当面の間、従前のとおりとする。

(6) 学校欠席者情報収集システム導入予定の市町村教育委員会について

- ・ 本システムを導入した市町村委員会における報告手順等は別途通知する。

3 その他

当マニュアル以外の対応についても、別途通知がなされる場合があるので必要に応じて対応を速やかに実施すること。

危機管理組織参考例

対策本部（対策方針決定，外部機関との連絡調整，マスコミ対応等）

本部長	学校長
副本部長	副校長又は教頭等
本部員	各部長・主任及び養護教諭等全職員

対策本部内組織

班名	内容
総務班	新型インフルエンザ対策全般に関すること 班長会議・各班の連絡調整に関すること 外部機関との連絡・調整・報告等に関すること等
学校運営対策班	臨時休業時の学校運営に関すること（家庭学習対策を含む） 緊急連絡体制の整備・確認
教職員対策班	職員の勤務体制に関すること等
学校保健対策班	感染防止等の学校保健に関すること 児童生徒及び保護者への新型インフルエンザ情報の提供 保健・衛生物品の確認・調達等
安全班	臨時休業中の児童生徒の安全に関すること等
PTA 広報班	保護者や PTA 対応に関すること 臨時休業時の対応等の保護者啓発に関すること等
<p>参考 緊急連絡体制の確認</p> <ul style="list-style-type: none">・教職員が通勤困難な場合，連絡調整は自宅待機の教職員が行わなければならないケースも考えられる。そのための対応方法や緊急連絡体制及び HP の管理担当者などを確認。・各家庭への連絡は，原則として学級担任が行うが，担任が病欠等で連絡不能な場合，誰かが代わりに連絡を行わなければならないため，児童生徒の連絡先等，教職員間の情報の共有化を図るなどの措置が必要。	

臨時休業等関連の役割分担参考例

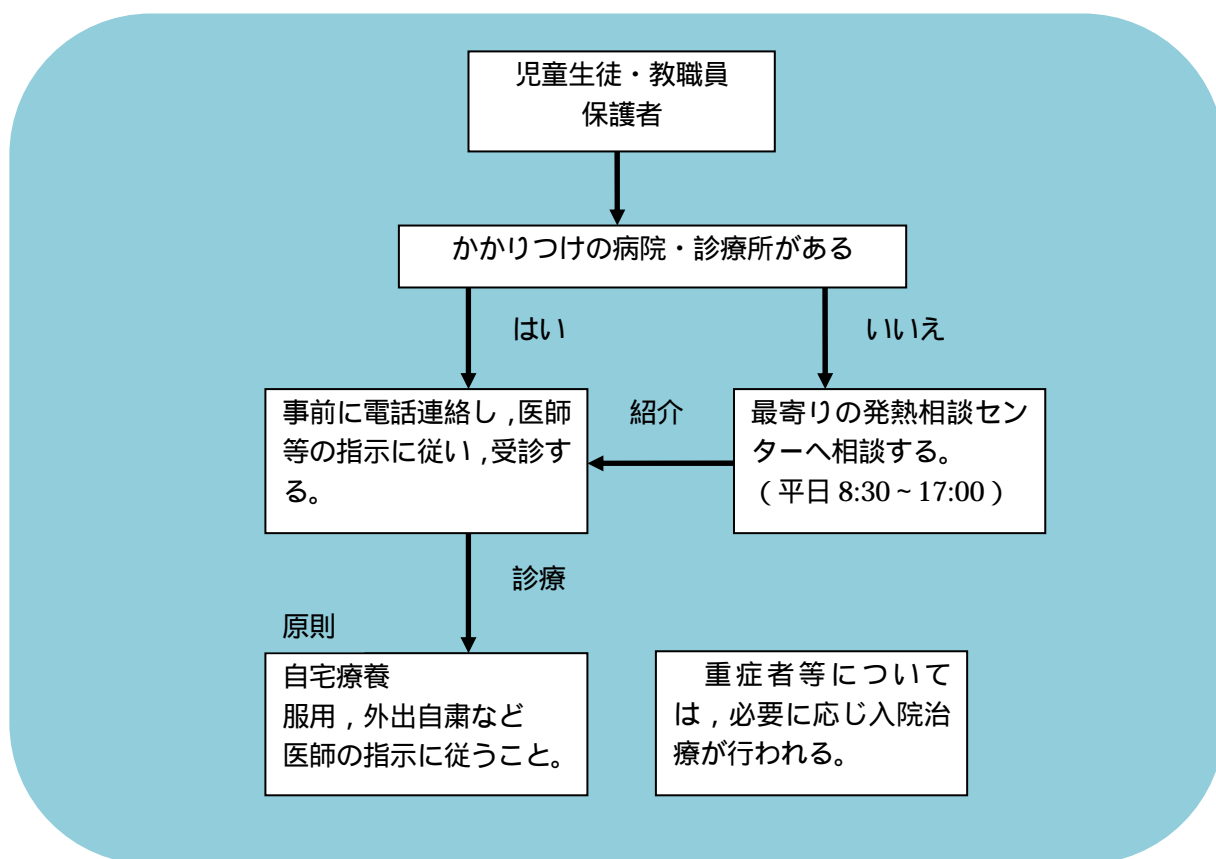
臨時休業前の必要事項及び役割分担

内 容	担当者
情報収集と情報管理，連絡窓口の一本化	
毎日の健康観察簿（登校前の体温測定の実施）の作成	
臨時休業決定までの流れの確認	
臨時休業に関する連絡について	
臨時休業中の児童生徒の家庭学習の内容，方法等	
臨時休業中の最低限必要な学校の管理，HPの管理等の各種連絡調整のための職員配置及びローテーションなどの計画案の作成	
行事の中止や延期に関すること	
職員用の物品確認・調達（マスク，手袋，消毒薬等の手配・備蓄確認）	
保護者あて通知文等の準備	
その他	

臨時休業時の必要事項及び役割分担

内 容	担当者
情報収集と情報管理	
臨時休業決定の告知・通知・報告の実施	
臨時休業時の家庭学習指導計画の実施	
臨時休業時の職員配置（相当数の欠勤を考慮）と重要業務の確認	
学校の施設管理 実働可能職員による必要最低限の施設管理，連絡調整のための職員配置	
児童生徒の安否確認 児童生徒の確認，健康状態の確認，連絡不能者への対応（警察等への安否確認依頼）	
臨時休業終了の日時決定とその伝達	
その他	

新型インフルエンザの対応フロー



新型インフルエンザ関連情報アクセス先

宮城県教育委員会ホームページ（新型インフルエンザ情報）
<http://www.pref.miyagi.jp/kyouiku/inful.htm>



〔関連リンク〕

[宮城県ホームページ（新型インフルエンザ関連情報）](http://www.pref.miyagi.jp/menu/inful.htm)

<http://www.pref.miyagi.jp/menu/inful.htm>

[文部科学省ホームページ（文部科学省における新型インフルエンザ対策について）](http://www.mext.go.jp/a_menu/influtaisaku/index.htm)

http://www.mext.go.jp/a_menu/influtaisaku/index.htm

[厚生労働省ホームページ（新型インフルエンザ対策関連情報）](http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/index.html)

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/index.html>

[国立感染症研究所ホームページ](http://www.nih.go.jp/niid/index.html)

<http://www.nih.go.jp/niid/index.html>

別紙 1

新型インフルエンザ（A/H1N1）等に係る当面の臨時休業等措置等について

H21.8 宮城県教育委員会

1 臨時休業等措置について

- ・児童生徒や教職員等に新型インフルエンザ患者（疑似症患者を含む）が発生したことがわかった場合には、学校長は、ただちに所管の保健所に相談すること。
- ・都道府県保健部局等から、臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖、休校）の要請があった場合は、臨時休業の措置が適切に講じられるようにすること。
- ・なお、インフルエンザ（新型・季節性）に係る臨時休業措置については、下記「臨時休業等措置の判断に当たって考慮すべき事項」等を勘案し、適切な措置を講ずること。

2 臨時休業等の形態について（参考）

- （1）学級閉鎖：学級において一定の人数の感染が確認された場合には、学級閉鎖とする。
- （2）学年閉鎖：学年において複数の学級が学級閉鎖を行った場合には、学年閉鎖とする。
- （3）臨時休校：学年閉鎖が複数にまたがる場合には、臨時休校とする。
- （4）この他、児童生徒等の感染の状況を踏まえ、総合的に判断し、臨時休校等の措置を講じる。

*出席停止措置

新型インフルエンザを発症した場合には、学校保健安全法上第1種感染症の扱いとなるので、治癒するまでの間、出席停止とする。登校については、医師と相談の上、決定するものとする。
〔通常のインフルエンザの場合は、第2種感染症の扱いとなり、解熱後2日後から登校可。〕

臨時休業等措置の判断に当たって考慮すべき事項

所管保健所との相談

学校医との相談

発生人数

接触（感染拡大予想）状況

基礎疾患（ぜん息、糖尿病等）の有無及び該当児童生徒の健康状態

地域での発生状況

他の所属児童生徒の健康状態

学校行事等の開催の必要性

ウイルスサーベイランス情報（ウイルスの変異等）の確認

所管教育委員会との協議

3 マスコミ等公表の基準

- （1）臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖及び休校）の措置をとった場合、学校名については、県民への注意喚起の意味から情報を提供する。（従来どおり）〔県教委対応〕 記者発表なし
- （2）各所属において、50名以上の新型インフルエンザの集団感染が確認された場合には、地域・学校種は公表するが、具体的学校名は公表しない。〔保健福祉部対応〕 記者発表あり

別紙 2

【新型インフルエンザに係る臨時休業措置等報告手順】

1 保健所への報告

(1) 報告内容について

学校の設置者は以下のいずれかに該当する場合は、所管の保健所へ連絡をお願いします
(市町村立学校のみ)

- ・ 出席停止(インフルエンザ患者・疑われる者)が行われた場合
- ・ 休校・学年閉鎖・学級閉鎖等、臨時休業の措置が行われた場合

学校は、以下の事項に該当する場合は、所管の保健所へ連絡をお願いします。

- ・ 同一集団(学級または部活動単位等)で7日以内にインフルエンザ様症状()による2名以上の欠席者(教職員を含む)が発生した場合

38度以上の発熱かつ急性呼吸器症状

急性呼吸器症状等は少なくとも以下の1つ以上の症状を呈した場合をいう

ア) 鼻汁もしくは鼻閉 イ) 咽頭痛 ウ) 咳

(2) 報告様式、連絡先について

上記 については、電話等による連絡をお願いします。

上記 については、各学校の1例目のみ別紙様式1(FAX対応)により連絡願います。

その後については電話等による対応になります。

連絡先については下記を参照願います。

保健所名	管轄地域	F A X	T E L
青葉保健所管理課	仙台市青葉区内	022-261-1517	022-225-7211(代)
宮城野保健所管理課	" 宮城野区内	022-298-8817	022-291-2111(代)
若林保健所管理課	" 若林区内	022-282-1145	022-282-1111(代)
太白保健所管理課	" 太白区内	022-247-1290	022-247-1111(代)
泉保健所管理課	" 泉区内	022-374-8412	022-372-3111(代)
仙南保健所疾病対策班	白石市, 角田市, 刈田郡 柴田郡, 伊具郡	0224-52-3678	0224-53-3121
塩釜保健所疾病対策班	塩竈市, 名取市, 多賀城市, 岩沼市, 亶理郡, 宮城郡, 黒川郡	022-362-6161	022-363-5504
大崎保健所疾病対策班	大崎市, 加美郡, 遠田郡	0229-23-7562	0229-91-0714
栗原保健所疾病対策班	栗原市	0228-22-7594	0228-22-2117
登米保健所疾病対策班	登米市	0220-22-9242	0220-22-6119
石巻保健所疾病対策班	石巻市, 東松島市, 牡鹿郡	0225-94-7104	0225-95-1430
気仙沼保健所疾病対策班	気仙沼市, 本吉郡	0226-24-4901	0226-22-6662

2 県教育委員会等への報告

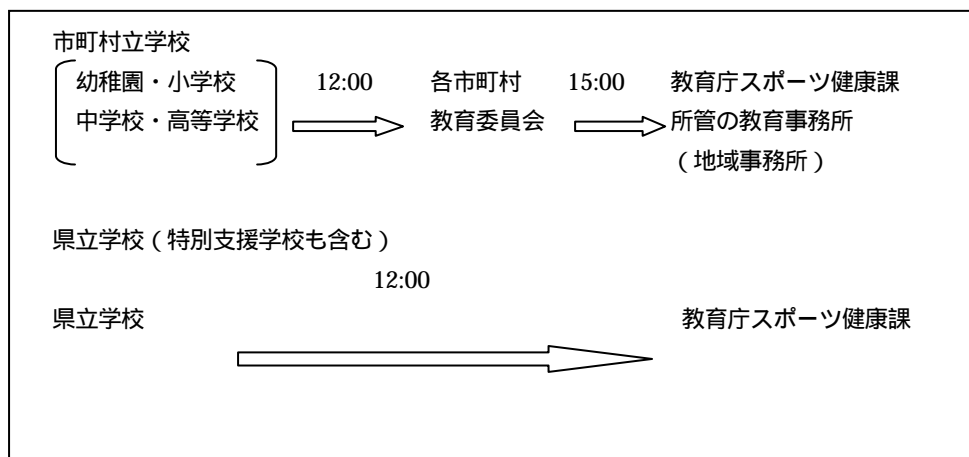
(1) 新型インフルエンザに係る報告について

新型インフルエンザクラスターサーベイランスについて

新型インフルエンザクラスターサーベイランスによる県教育庁スポーツ健康課への報告は不要とします。

新型インフルエンザ患者が発生した場合について

当日、同一集団（学級または部活動単位等）において医師により新型インフルエンザの診断を受けた者及びインフルエンザA型陽性の診断を受けた者が2名以上いる場合については、別紙様式2により下記のとおり電子メールにて報告願います。



(2) 季節性インフルエンザ患者が発生し出席停止の措置をした場合について

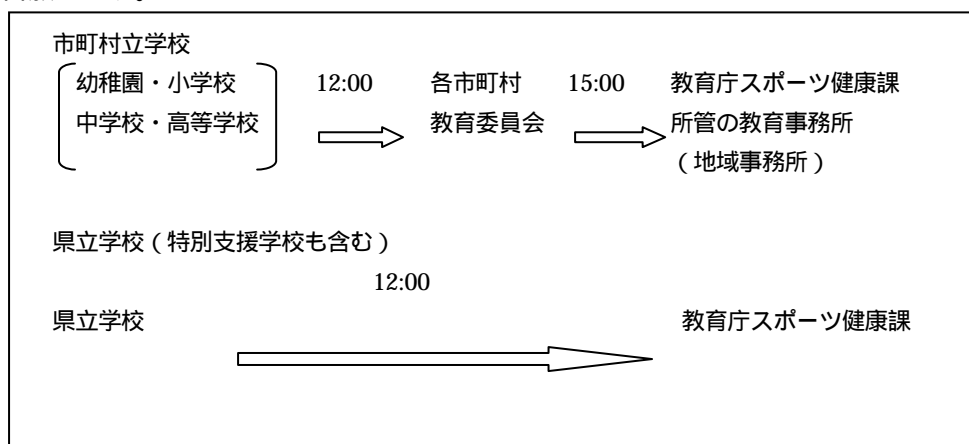
市町村立学校 従前の取り扱いとします。

県立学校 従前の取り扱いとします。

なお、新型インフルエンザについても、学校保健安全法施行令第7条に基づき、同様に報告願います。

(3) 新型及び季節性インフルエンザにより臨時休業等の措置が行われた場合について

臨時休業等の措置が行われた場合は、下記のとおり別紙様式2により電子メールにて報告願います。

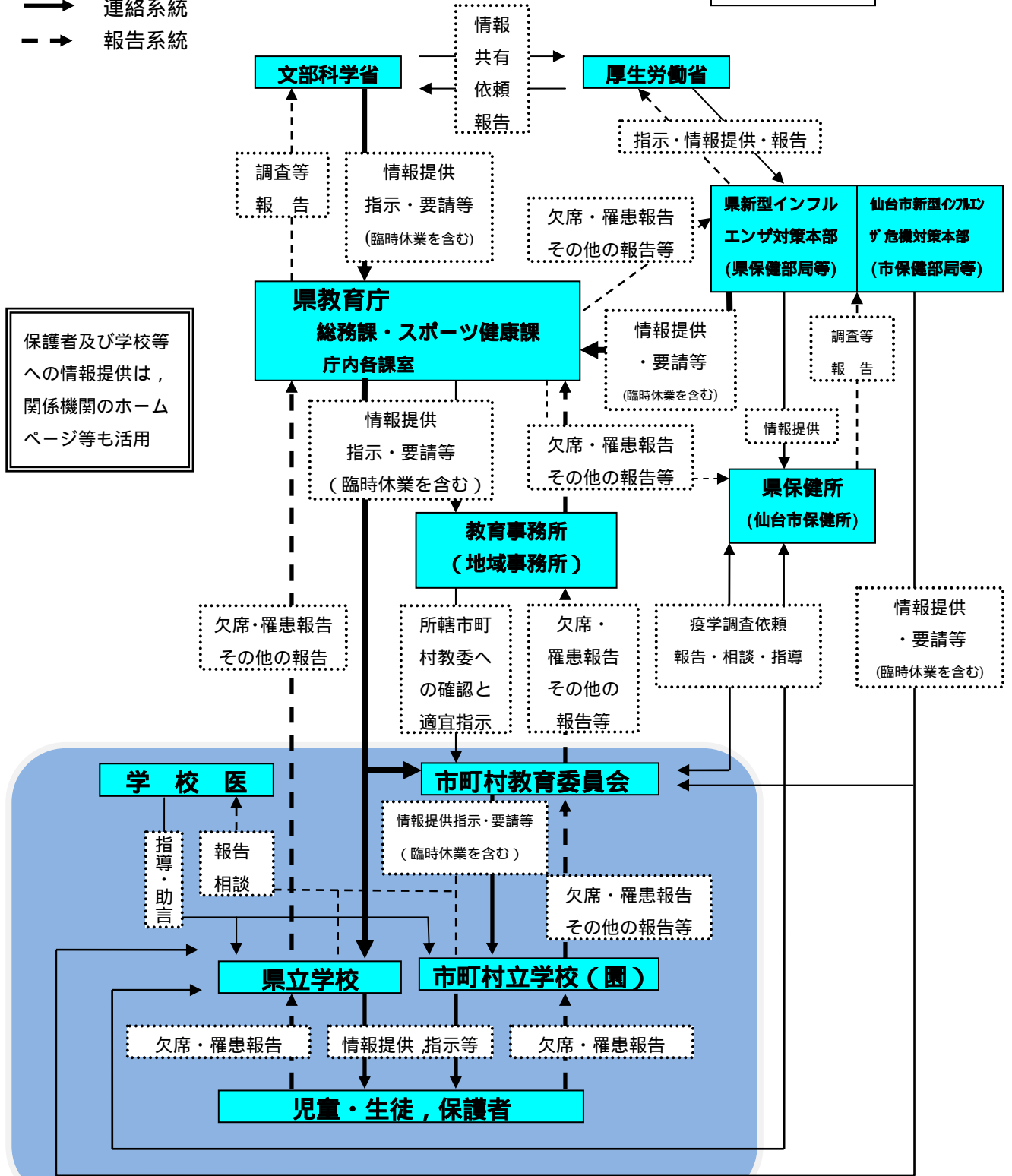


スポーツ健康課インフルエンザ専用アドレス：supoinfu@pref.miyagi.jp

公立学校における 新型インフルエンザに係る事務対応フロー

宮城県教育庁
スポーツ健康課
H18.10 作成
H21.5 訂正
H21.10 訂正

→ 連絡系統
- -> 報告系統



臨時休業の措置については、基本的に学校の設置者が適切に判断することになります。
なお、場合によっては、県（新型インフルエンザ対策本部）から要請を行うことになります。